

《参照》「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」

令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果概要

令和元年7月

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

相談支援事業所数・相談支援専門員数(H31.4.1現在)

①障がい者相談支援事業(地域生活支援事業)

地域生活支援事業(交付税)による障がい者相談支援事業を実施する事業所は府内で186事業所(重複あり)。

1市町村当たり、平均4.3か所。

②指定相談支援事業

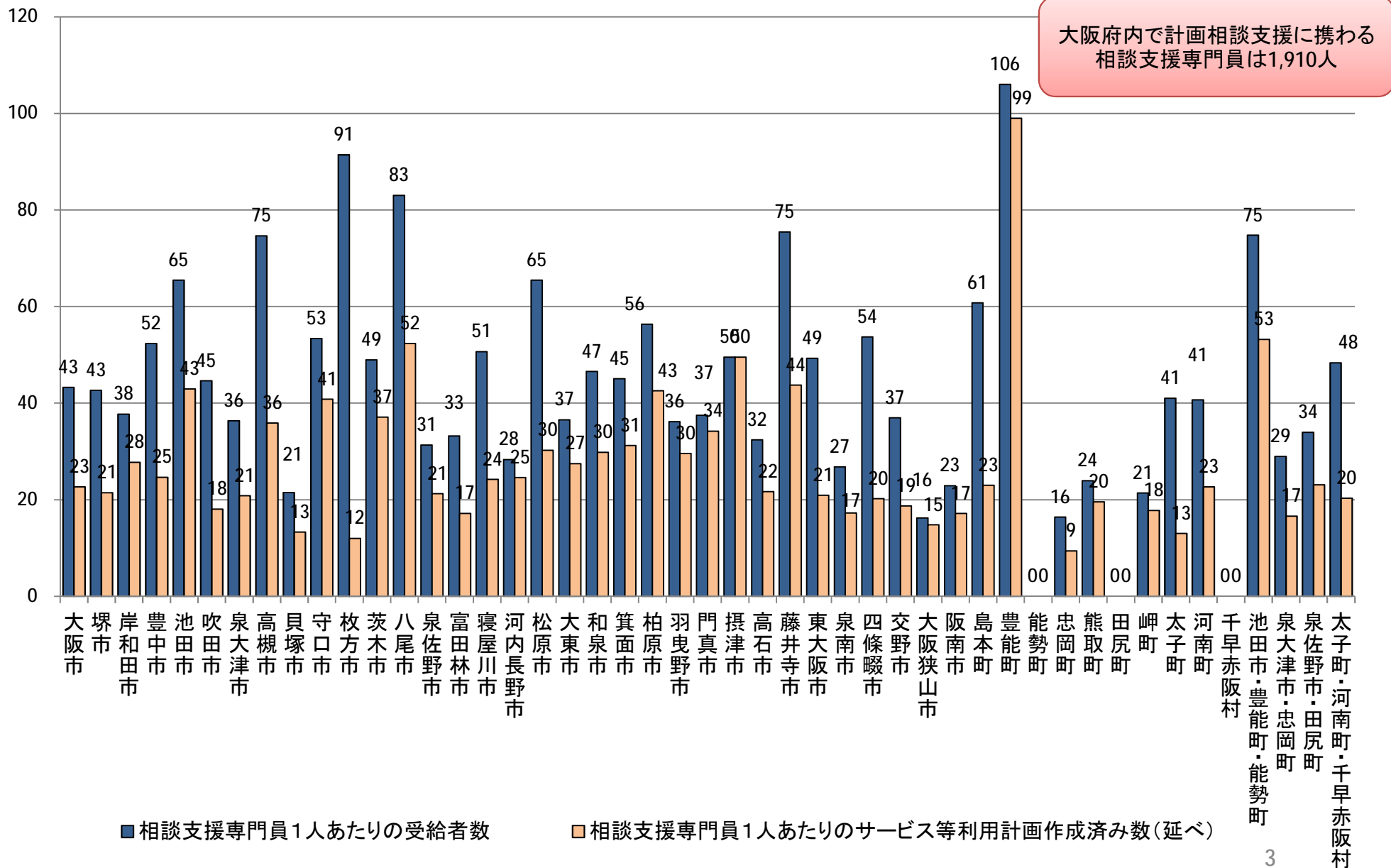
指定の種類	事業所数(重複あり)	
	H31.4.1	(参考)H30.4.1
計画相談支援	990	922
障がい児相談支援	703	649
地域移行支援	400	395
地域定着支援	397	391

③相談支援専門員数

府内合計 1,949人 (参考)H30.4.1時点 1,792人

(うち現任研修修了者数 235名 (回答有:20市町村))

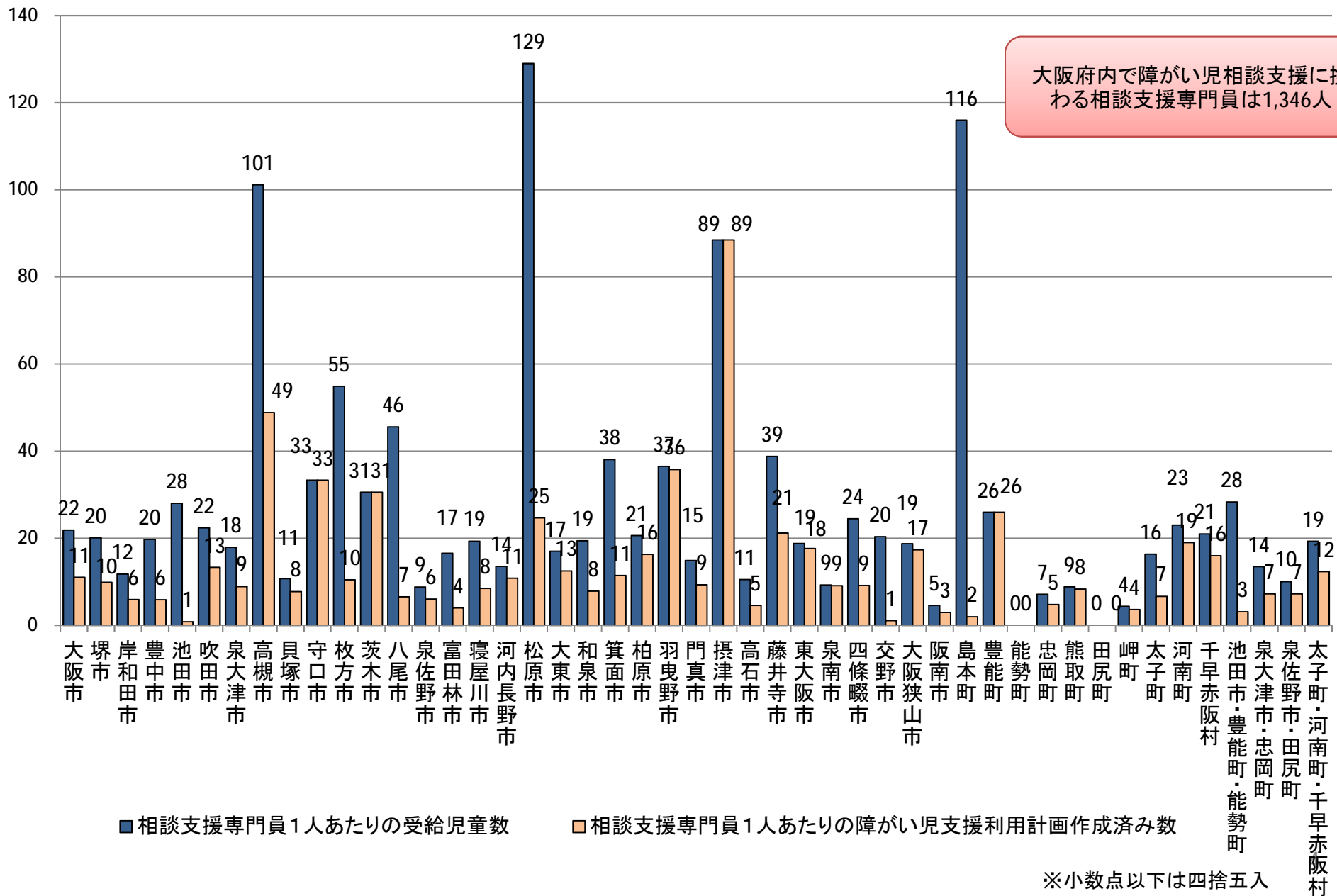
相談支援専門員1人あたりの受給者数・サービス等利用計画作成済み数



※小数点以下は四捨五入

相談支援専門員1人あたりの受給者数・障がい児支援利用計画作成済み数

大阪府内で障がい児相談支援に携わる相談支援専門員は1,346人



自立支援協議会等での相談支援体制の検討状況

(重複回答あり)

項目	協議の場	自立支援協議会	相談支援事業所連絡会	その他	検討していない
①管内の相談支援体制の強化・充実方策について		33 (76.7%)	16 (37.2%)	6 (14.0%)	0 (0.0%)
②計画相談支援・障がい児相談支援の推進策について		30 (69.8%)	17 (39.5%)	7 (16.3%)	3 (7.0%)
③関係機関(基幹C、委託、指定特定事業所)の役割分担について		20 (46.5%)	9 (20.9%)	6 (14.0%)	17 (39.5%)

- ①、②において「その他」は、「市職員と関係機関との個別の協議」等の意見が挙げられた。
- ③において、「その他」は、「市職員と関係機関との個別の協議」や「委託相談支援事業所と基幹相談支援センターとの会議」が挙げられた。

計画相談支援・障がい児相談支援 実績

	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
	障がい福祉サービス等受給者数	計画作成済人数	達成率	【全国】達成率	障がい児通所支援受給者数	計画作成済人数	達成率	【全国】達成率
H29.3末	76,369	74,939	98.1%	97.6%	21,971	21,901	99.7%	99.3%
H30.3末	80,168	79,894	99.7%	99.0%	25,780	25,774	99.9%	99.6%
H30.6	81,900	81,855	99.9%	99.2%	26,202	26,202	100.0%	99.6%
H30.9	83,025	83,002	100.0%	99.3%	27,461	27,461	100.0%	99.7%
H31.3末	85,092	85,086	100.0%	—	29,611	29,611	100.0%	—

※障がい福祉サービスと障がい児通所支援の両方を利用している場合は、障害者総合支援法分・児童福祉法分それぞれに計上。
 ※計画作成済人数には、セルフプランや介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者を含む。

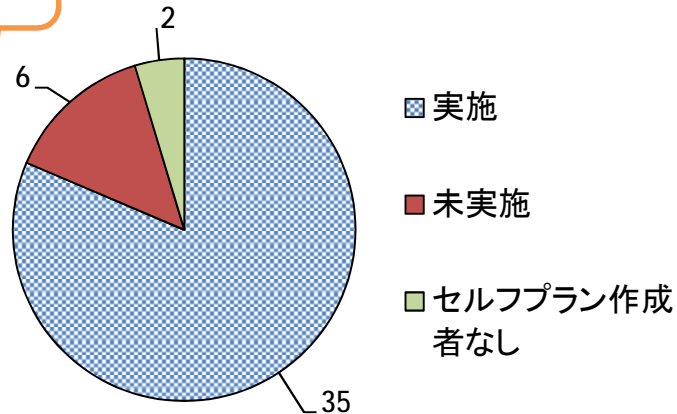
市町村における計画相談支援等を推進するための取組み

取組内容	実施市町村数(割合)	
	H31.4時点	H30.4時点
管内の障がい福祉サービス事業所等に相談支援事業所の新規指定を働きかけている	20(46.5%)	20(46.5%)
管内の相談支援事業所に相談支援専門員の増員を働きかけている	18(41.9%)	21(48.8%)
自立支援協議会等で計画相談の進め方、事業所への働きかけの方法等について協議している	20(46.5%)	21(48.8%)
自立支援協議会等で事業所の実態把握等についての情報交換を実施している	32(74.4%)	25(58.1%)
特定の指定相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮している	29(67.4%)	30(69.7%)
支給決定に当たって、年間を通して業務量が分散するよう配慮している	23(53.5%)	27(62.7%)
モニタリング期間について市町村独自の基準(ガイドライン等を含む)を設けている	5(11.6%)	4(9.3%)
相談支援事業所の事務の効率化策について検討している	12(27.9%)	12(27.9%)
その他	9(20.9%)	6(14.0%)

※「その他」は、「ワーキングで人材育成について協議」、「高齢福祉事業所への働きかけ」、「補助金交付事業の実施」、「相談支援専門員への研修実施」、「障がい児相談支援事業所への実態把握調査の実施」、「補助事業の検討」、「協議会内の相談支援事業所連絡会で制度改正等の情報提供」、「サービス開始までの流れをフローにしてケアマネ部会で共有」、「基幹センターによる後方支援」、「交流会の実施」等が挙げられた。

市町村におけるセルフプラン作成者への取組み

セルフプラン作成者への取組実施市町村数



(未実施理由)

- ・障がい者に対する計画相談支援については、相談支援専門員の担当件数が飽和状態にあり、セルフプランから計画相談への移行が滞っており、また検証についても十分には行えていない。
- ・利用者話し、セルフプランを作成している。
- ・現時点では管内に十分な体制がなく、具体的な取組は未実施。

(重複回答あり)

セルフプラン作成者への取組内容	実施市町村数(割合)
	H31.4時点
セルフプランを作成している者への意向調査をし、相談支援専門員によるケアマネジメントを希望しているか把握している	17(39.5%)
相談支援専門員による計画作成について十分な説明を行っている	22(51.2%)
計画相談支援体制を整備し、セルフプランから計画相談への移行を促進している	18(41.9%)
セルフプランを作成している者について、市町村担当者や基幹相談支援センターが数を把握・検証する場がある	8(18.6%)
その他	2(4.7%)

「その他」は、「基幹相談支援センターが持っているケースについて、指定相談支援事業所に繋ぐための選定会議を検討している」「申請・更新申請時にセルフプラン作成について意向確認をしている」が挙げられた。

相談支援の質の向上に向けた取組み

取組内容	実施市町村数(割合)	
	H30実績	H29実績
①サービス等利用計画等(計画相談)の評価を実施している	7(16.3%)	8(18.6%)
②相談支援専門員の資質向上のための研修や事例検討会等を実施している	31(72.1%)	31(72.1%)
②のうち、研修の実施目的(複数回答あり)		
・支援技術のスキルアップのため	25(58.1%)	
・知識習得のため	25(58.1%)	
・課題解消のため	17(39.5%)	
・ネットワークづくりのため	18(41.9%)	

○具体的な研修内容

- 発達障がいのある人への支援について(講義及びグループワーク)
- 地域の強みを生かした相談支援とは
- 薬物依存症者への支援について
- 反社会性行動のある障がい者の社会復帰について
- 引きこもり支援の基礎について
- 事例を通しての計画作成の勉強会
- グループワークによる困難事例の検討会
- 高齢障がい者の支援について介護保険ケアマネジャーと合同で事例検討会

計画相談支援を実施するにあたっての課題と対応策

課題	市町村における対応策
相談支援事業所・相談支援専門員の量の不足 (15市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、事業所等に対し新規申請の働きかけ ・指定特定相談支援事業所新規開設補助金、相談支援専門員初任者研修受講補助金。各相談支援事業所の計画作成数の把握 ・基幹相談支援センターと連携し、障がい福祉サービス事業所や精神科病院にたいし相談支援事業所の新規申請の働きかけを行っている ・相談支援専門員のバックアップ体制を作ること定着を図る
相談支援の質の向上・スキルアップ 計画相談の質の向上 (12市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員のスキルアップのための研修・勉強会の開催 ・部会や事業所連絡会による事例検討・研修会の開催 ・新任相談員向け研修会の開催 ・連絡会等にオブザーバーが出席し、事業所間での差がでないよう助言を行う
委託相談支援の役割について (2市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会で協議 ・各相談内容を確認
事業所の廃止等によるケース引継ぎ (2市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースの引継ぎが事業所同士での手に余る場合は、基幹と市がフォローする
関係機関相互の連携、情報共有の場の確保 (4市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会での情報交換 ・個別に意見交換会の実施 ・日常生活圏域での相談支援体制の構築
相談支援事業の安定的な継続運営の確保 (5市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・国に対して、計画相談支援、障がい児相談支援が単独の事業として安定的に運営可能となるような報酬水準及び簡潔明瞭な報酬体系となるよう要望 ・国、府に対する要望 ・計画相談(障がい児相談支援含む)に対する補助金給付事業の実施
基幹相談支援センターの設置 (2市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置についての検討 ・自立支援協議会の場で課題についての連絡調整を密に行う
受け皿となる利用可能な社会資源の拡充 (2市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会などを通じた社会資源開発・改善の取組み

基幹相談支援センター

平成31年4月1日現在、基幹相談支援センターを設置している市町村は32市町村(61か所)となっている。

①設置状況

設置状況	H31	H30
設置済市町村	32 (74.4%)	33 (76.7%)
R1年度中に設置予定	1	
R2年度中に設置予定	2	
設置予定なし	8	

②設置済市町村の設置形態

設置形態		H31
単独	直営	8
	委託	17
	直営+委託	2
共同	直営	0
	委託	5

●基幹相談支援センター設置市町村(H31.4.1現在)

【単独設置・直営(8市町)】

岸和田市、吹田市、高槻市、八尾市、富田林市、寝屋川市、箕面市、島本町

【単独設置・委託(17市町)】

大阪市(24か所)、堺市(8か所)、池田市、貝塚市、守口市、枚方市(3か所)、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、大阪狭山市、能勢町

【単独設置・直営及び委託(2市)】

茨木市、豊中市

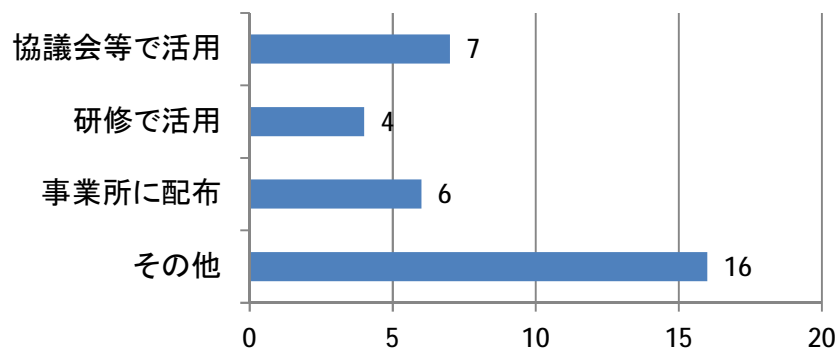
【共同設置・委託(5市町村)】

泉佐野市・田尻町、太子町・河南町・千早赤阪村

相談支援にかかるツールの活用状況について

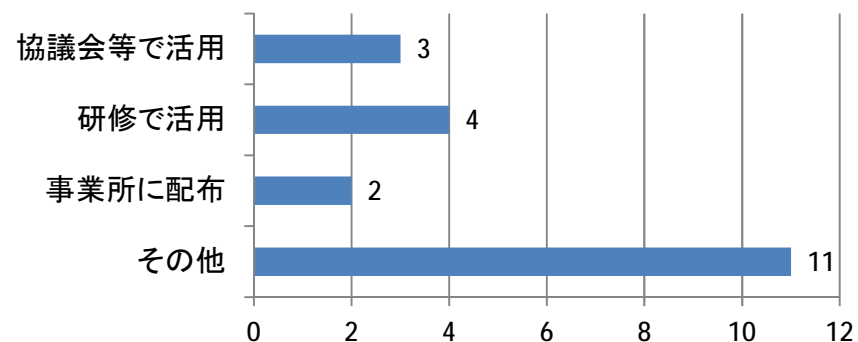
『大阪府相談支援ハンドブック(H26改訂)』

- ①利用状況 利用有 28、利用無 15
- ②活用方法(重複回答あり)



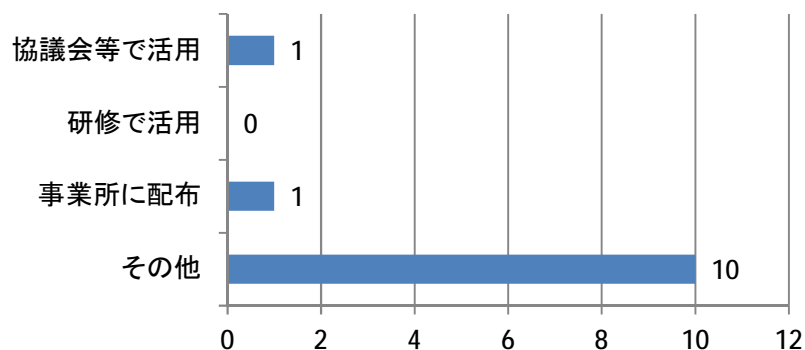
『大阪府サービス等利用計画サポートツール(H28年度)』

- ①利用状況 利用有 17、利用無 26
- ②活用方法(重複回答あり)



『相談支援体制における人材育成と定着支援に向けて(H27年度)』

- ①利用状況 利用有 13、利用無 30
- ②活用方法(重複回答あり)



『地域の相談支援体制について(H29年度)』

- ①利用状況 利用有 13、利用無 30
- ②活用方法(重複回答あり)

